

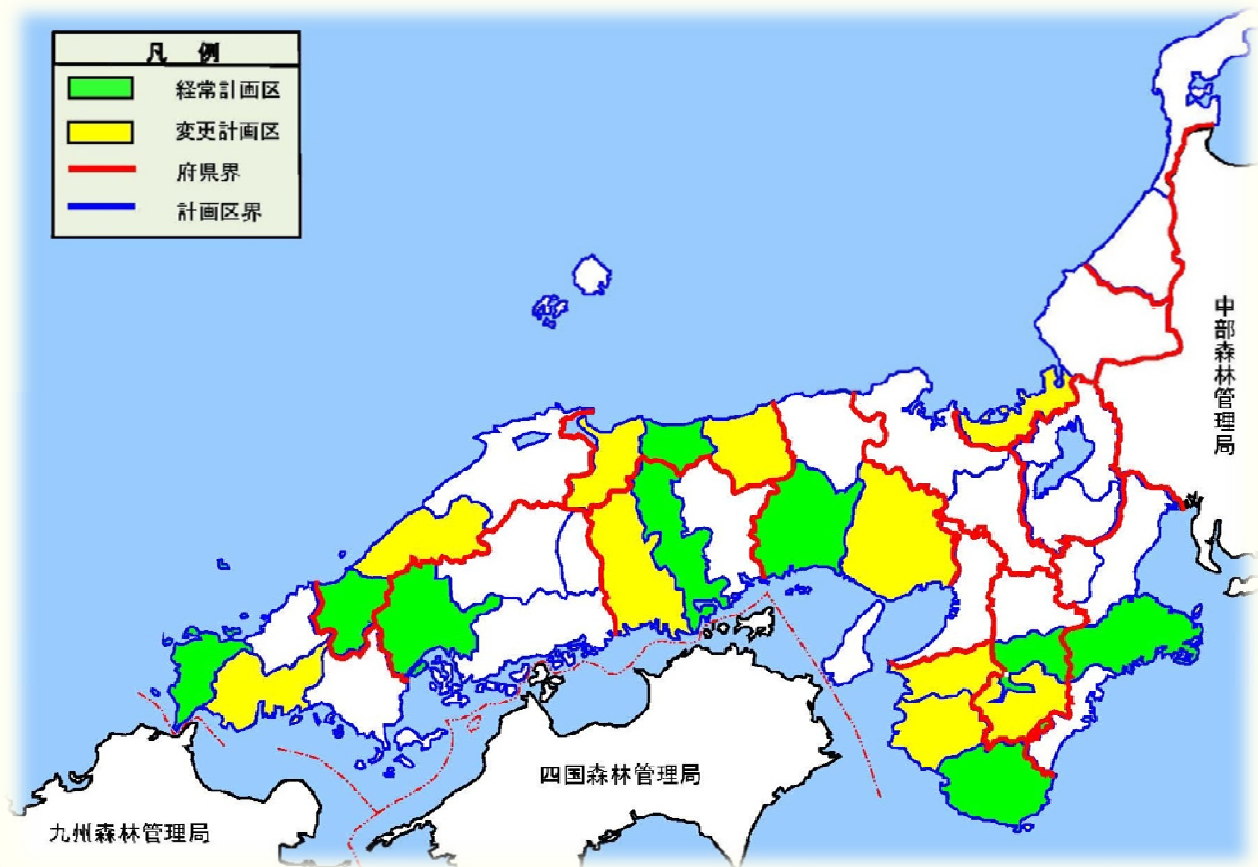
平成25年度策定 地域管理経営計画(案)等の概要

近畿中国森林管理局

I 対象となる森林計画区

近畿中国森林管理局では、管内の38森林計画区について、5年毎に「地域管理経営計画」と「国有林野施業実施計画」を策定しています。

平成25年度は、そのうち9森林計画区について、経常策定として平成26年4月1日から5年間の計画を策定するとともに、10森林計画区について計画の変更を行います。



◆経常策定する森林計画区：上図緑色

吉野（奈良県）、南伊勢（三重県）、紀南（和歌山県）、揖保川（兵庫県）、天神川（鳥取県）、高津川（島根県）、旭川（岡山県）、太田川（広島県）、豊田（山口県）

◆変更する森林計画区：上図黄色

若狭（福井県）、北山・十津川（奈良県）、紀北、紀中（和歌山県）、加古川（兵庫県）、日野川、千代川（鳥取県）、江の川下流（島根県）、高梁川下流（岡山県）、山口（山口県）

「地域管理経営計画」とは、

森林管理局長が、「国有林野の管理経営に関する基本計画」に即して、「国有林の地域別の森林計画」との調和を保ち、森林計画区毎に、国有林野の管理経営の基本的事項について、5年毎に定める5カ年間の地域レベルでの計画です。

「国有林野施業実施計画」とは、

森林管理局長が、国有林の地域別の森林計画及び地域管理経営計画に即して、国有林野の箇所別（林小班単位）に今後5年間の森林の管理経営及び森林施業（伐採、更新等の保育及び林道、治山の事業量）について定める計画です。

Ⅱ 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営の基本方針

国有林野の管理経営に当たっては、「国有林野の管理経営に関する基本計画」に即し、「国有林の地域別の森林計画」との調和を図り、個々の国有林野を重点的に発揮させる機能によって、「**山地災害防止タイプ**」、「**自然維持タイプ**」、「**森林空間利用タイプ**」、「**快適環境形成タイプ**」、「**水源涵養タイプ**」の5つに類型化し、それぞれの機能区分ごとに**公益的機能の維持増進を旨とした管理経営**を行います。

森林の取扱いに当たっては、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮するとともに、国有林野事業の持つ組織・技術力等を活用し、民有林への指導やサポート等を行うなど我が国の森林・林業の再生への貢献に努めます。

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため機能類型区分を行い、次のとおり各機能の発揮を目的とした管理経営を行います。

また、林相の維持・改良に必要な施業の結果、伐採・搬出される木材の有効利用及び機能発揮に支障を及ぼさない範囲で齢級構成の平準化・バイオマス利用等のニーズに応じて必要な主伐を行い、木材を供給します。

山地災害防止タイプ

災害に強い国土基盤を形成する観点から、山地災害防止機能及び土壌保全機能の発揮を第一とすべき国有林野です。安全で快適な国民生活を確保することを重視し、「土砂流出・崩壊防備エリア」と「気象害防備エリア」に区分し、森林の整備に当たっては、保全対象と当該森林の位置関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえ、適切な間伐等を推進し、健全な林分の育成に努めます。



自然維持タイプ

生態系としての森林の重要性を踏まえた生物多様性の保全を図る観点から、生物多様性の保全機能の発揮を第一とすべき国有林野です。森林の整備に当たっては、原則として自然の推移に委ねることとし、野生動植物の生息・生育環境の保全等に配慮した管理経営を行います。



森林空間利用タイプ

国民に憩いと学びの場を提供したり、豊かな自然景観や歴史的風致を構成したりする観点から、保健・文化・レクリエーション機能の発揮を第一とすべき国有林野です。森林の整備に当たっては、育成複層林へ導くための施業の積極的な導入により針広混交林の造成を図るなど、景観の向上や野外レクリエーションに考慮します。



快適環境形成タイプ

騒音や粉塵等から地域の快適な生活環境を保全する観点から、快適環境形成機能の発揮を第一とすべき国有林野です。森林の整備に当たっては、保全対象と当該林分の位置関係、森林の現況等を踏まえた施業管理を行います。



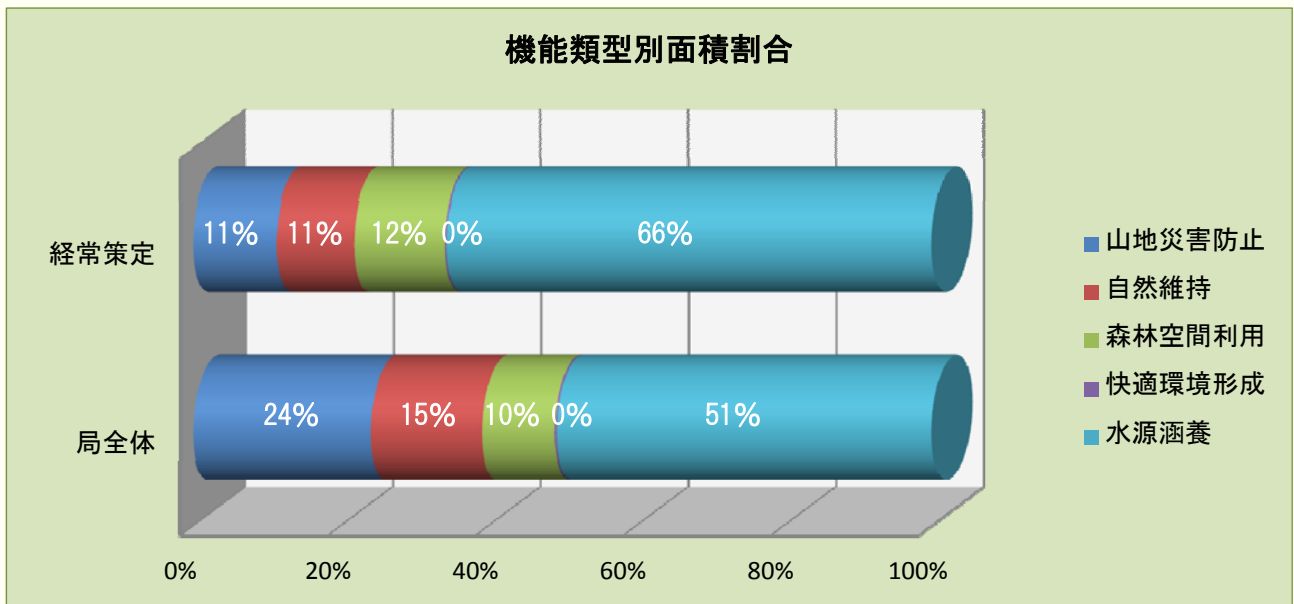
水源涵養タイプ

良質な水の安定供給を確保する観点から、水源涵養機能を全ての国有林野において発揮が期待される基礎的な機能と位置づけ、上記のタイプに掲げるものを除く全ての国有林野です。森林の整備に当たっては、根系や下層植生の発達を促すための適切な間伐、人工林における複層林や針広混交林への誘導等を目的とした育成複層林へ導くための施業及び長伐期施業の推進を図り、健全な林分の育成に努めます。



◆局全体及び今年度経常策定の機能類型別の面積及び面積割合は下図のとおりとなります。

| 機能類型別面積 | | | | | | (単位:ha) |
|---------|---------------|-------------|---------------|---------------|-------------|---------|
| 機能類型 | 山地災害防止 タイプ | 自然維持 タイプ | 森林空間利用 タイプ | 快適環境形成 タイプ | 水源涵養 タイプ | 計 |
| 局全体 | 74,880 | 46,780 | 30,572 | 887 | 157,620 | 310,739 |
| 経常策定 | 9,123 | 8,481 | 9,907 | 201 | 52,941 | 80,653 |



◆機能類型と国有林の地域別の森林計画の公益的機能別施業森林の関係は、下図のとおりです。

| 機能類型 | 公益的機能別施業森林 |
|-----------|---|
| 山地災害防止タイプ | <ul style="list-style-type: none"> ・山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林 |
| 自然維持タイプ | <ul style="list-style-type: none"> ・保健文化機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林 |
| 森林空間利用タイプ | <ul style="list-style-type: none"> ・保健文化機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林 |
| 快適環境形成タイプ | <ul style="list-style-type: none"> ・快適環境形成機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林 |
| 水源涵養タイプ | <ul style="list-style-type: none"> ・水源涵養機能維持増進森林 |

3 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

森林計画の策定及び同計画に基づく各種事業の実施に当たっては、流域森林・林業活性化協議会等の場を通じて、府県、市町村等との密接な連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力、資源を活用した民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組みます。

具体的には、日常的な業務運営等を通じて取り組みを推進することとし、流域内で優先的に取り組むべき課題を整理し、府県、市町村、地域住民等の要望を踏まえ、以下の取組について国有林野事業が率先して行う取組内容等を年度毎に整理のうえ取り組むこととします。

ア 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

府県、市町村、林業事業体等と連携し、地形等諸条件に適合した機械の組合せと生産性を検証し、効率性の高い作業システムの構築を図るとともに、高性能林業機械研修会等を開催し、民有林における普及・定着に努めます。

イ 林業事業体の育成

林業事業体の育成・強化を図るため、民有林及び関係機関と連携して、森林共同施業団地の設定等による事業量の確保、事業の計画的発注、広域就労の促進等により雇用の長期化、安定化を図るとともに、緑の雇用対策へのフィールドの提供や林業事業体の実施する研修等への講師派遣等の技術的支援等に取り組みます。

ウ 民有林と連携した施業の推進

地域における施業集約化の取り組みを支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や低コスト化等が図られる区域については、森林整備協定を締結するとともに森林共同施業団地を設定し、民有林と連結した路網の整備と相互利用の推進、計画的な間伐の実施等に積極的に取り組みます。

エ 森林・林業技術者等の育成

市町村行政への支援を行うため、市町村森林整備計画の策定や実行管理の支援、森林経営計画の認定支援、事業の発注や国有林野の多種多様なフィールドの提供等を通じて民有林の人材育成を支援するほか、大学等関係機関と連携した取組に努めます。

オ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

林業の低コスト化に向けた情報交換会、低コスト作業システムや新たな技術開発導入等に向けた検討会、国有林野のフィールドを活用し、伐採後直ちにコンテナ苗の植栽を行うなどの先駆的技術や手法についての事業レベルでの試行の実施、情報発信等に関係機関と連携のうえ取り組みます。

カ その他

その他の流域管理システムの下での森林・林業の再生に向けた貢献に必要な取組としては、①計画的な木材供給の推進として、システム販売等の実施による木材の安定供給体制の整備等、②安全・安心への取組として、民有林と国有林が連携した森林保全事業（治山工事、保安林整備等）等、③生物多様性保全に配慮した取組として、モニタリング調査や検討会の実施等、④上下流の連携強化のための下流住民等に対する情報提供や林業体験活動等として、教育機関、地元ボランティア等と連携した森林環境教育等に取り組みます。



4 主要事業の実施に関する事項

森林の整備に当たっては、機能類型の各タイプ毎に目標とする森林への誘導に必要な森林施業を的確に実施します。

主伐は、公益的機能との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環利用を考慮して、主伐時期の多様化及び長期化を図ります。更新は、防護柵の設置などの二ホンジカへの被害対策等を的確に実施し、確実な更新を図ります。間伐や保育は、地球温暖化防止森林吸収源対策の目標の達成及び多様な森林への誘導を図るため、森林施業の効率化・低コスト化を推進するための技術の普及及び定着に留意しながら、適切に実施します。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみではなく、適切な保安全管理等を効率的に行うため、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備します。



主要事業の総量

| 伐採 | 新計画 | 現計画 |
|----|----------------------|----------------------|
| 主伐 | 332千m ³ | 97千m ³ |
| 間伐 | 1,847千m ³ | 1,429千m ³ |

| 林道 | 新計画 | 現計画 |
|----|---------|----------|
| 開設 | 31,980m | 53,420m |
| 改良 | 11,207m | 109,425m |

| 保育 | 新計画 | 現計画 |
|----|---------|---------|
| 下刈 | 2,674ha | 1,687ha |
| 除伐 | 536ha | 922ha |

| 更新 | 新計画 | 現計画 |
|----|-------|-------|
| 更新 | 855ha | 498ha |



治山事業の計画量

| 治山事業 | 新計画 | 現計画 |
|-------|-------|-------|
| 保全施設 | 144箇所 | 195箇所 |
| 保安林整備 | 498ha | 612ha |

災害に強く安全で安心な国土づくりのため、保全施設及び保安林の整備を行います。

(参考) 現計画に対する実績

主伐は、分収林の一部契約延長により本計画期間中の実行を見送ったこと等から87%の実施率となりました。間伐は、実行段階での現地調査の結果、計画数量より減少したこと等から89%の実施率となりました。更新は、分収林の主伐の不実行等から37%の実施率となりました。林道事業の開設は、一定の予算の中で局全体の優先度を勘案して一部実行を見送ったことから実施率は22%となりました。

| 区分 | 計画 | 実績 | 実施率 |
|----|----------------------|----------------------|-----|
| 主伐 | 97千m ³ | 84千m ³ | 87% |
| 間伐 | 1,429千m ³ | 1,265千m ³ | 89% |

| 区分 | 計画 | 実績 | 実施率 |
|--------|---------|---------|-----|
| 更新 | 497ha | 183ha | 37% |
| 林道(開設) | 53,420m | 11,957m | 22% |

Ⅲ 国有林野の維持及び保存に関する事項

1 巡視に関する事項

国有林野の森林保全管理のため、森林巡視、山火事の防止、森林病虫害や鳥獣被害の把握、廃棄物の不法投棄への対応、保安林の適切な管理等に努めます。

森林の保全管理に当たっては、地元住民、地方自治体、ボランティア等との協力・連携を図るとともに、入林者への山火事や不法投棄の防止意識の啓発等に努めます。



2 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

マツクイムシやカシノナガキクイムシ等の森林病虫害による森林被害については、周辺民有林と連携を密にして、被害の未然防止、早期発見及び早期防除に努めます。

なお、実施に当たっては、自然環境の保全に十分留意するとともに地元自治体、地元住民等との連携を図り、被害のまん延防止対策の実施に努めます。

また、ニホンジカ等による食害やツキノワグマによる樹木の剥皮被害等に対し、防護柵の設置や樹幹へのテープ巻き等により、被害の防止に努めます。



3 特に保護を図るべき森林に関する事項

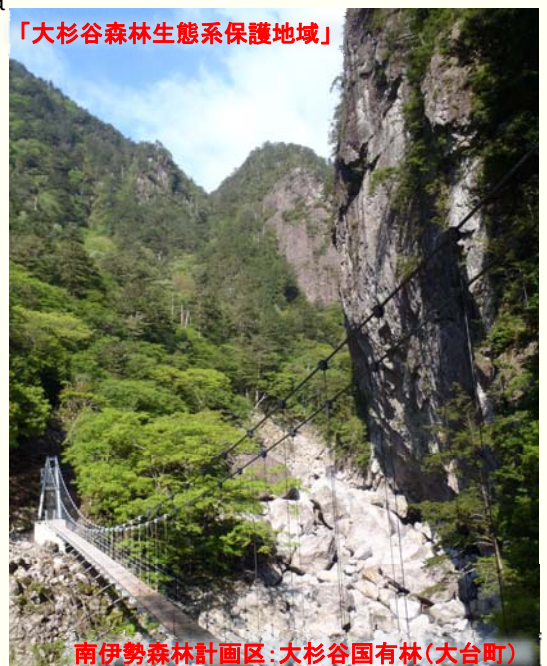
◇保護林

動植物の生育・生息状況や地域の要請等を勘案して、原始的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を「保護林」として選定します。

なお、大田川森林計画区で特定動物生息地保護林1,066haを新たに設定するとともに、天神川森林計画区で178ha、高津川森林計画区で14haの植物群落保護林、紀南森林計画区で65haの林木遺伝資源保存林の拡張を行います。

| 種 類 | 経常計画 | | 局全体(参考) | |
|-------------|------|--------|---------|--------|
| | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) |
| 森林生態系保護地域 | 2 | 2,572 | 3 | 11,633 |
| 森林生物遺伝資源保存林 | 1 | 516 | 3 | 3,012 |
| 林木遺伝資源保存林 | 7 | 298 | 21 | 937 |
| 植物群落保護林 | 13 | 1,269 | 43 | 4,118 |
| 特定動物生息地保護林 | 2 | 1,189 | 5 | 1,293 |
| 特定地理等保護林 | — | — | 1 | 30 |
| 計 | 25 | 5,844 | 76 | 21,023 |

注：四捨五入により内訳と計が合わない場合があります。



IV 林産物の供給に関する事項

1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

木材の供給に当たっては、列状間伐、路網、高性能林業機械の3つを組み合わせた低コストで効率的な間伐を推進し、多様で健全な森林整備を通じて生産される木材の計画的な供給に努めます。

また、地域の川上・川中・川下の関係者と連携を強化し、間伐の生産性向上を図るとともに、需要者のニーズに対応した国産材の安定供給体制の整備を推進します。



「列状間伐」



「路網」

旭川森林計画区
一城谷国有林（真庭市）



「高性能林業機械」

2 木材の利用促進

森林・林業関係者等との連携の下に、国産材のPR活動等を通じて公共施設等の木造化、内装材木質化の推進、これまで利用されてこなかった小径木等を含む間伐材の森林土木事業への活用及び木質バイオマス利用等、木材利用の推進に取り組みます。

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」、「新農林水産省木材利用推進計画」等に基づき、庁舎等の公共建築物において国が率先して木材利用に努めるとともに、治山事業等の森林土木工事に当たっては、間伐材等を積極的に利用するなど、自ら木材の利用促進に取り組みます。



「間伐材を利用した谷止工」

太田川森林計画区：笹ヶ丸山国有林（広島市）

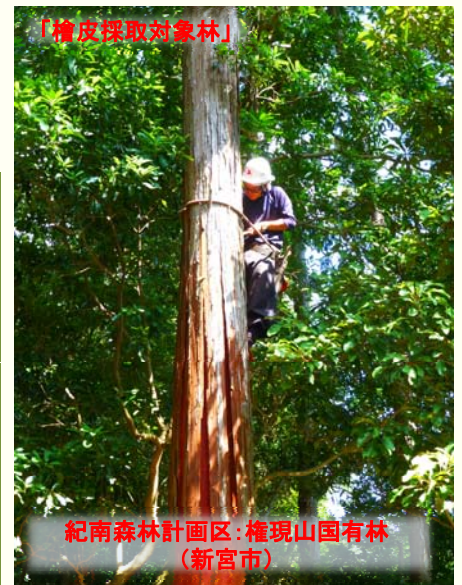
3 資源循環型社会への対応

民有林行政部局、他省庁の地方機関、地元自治体やバイオマス利活用推進団体と連携しつつ、間伐材や除伐木等を含めた森林バイオマス資源を有効活用するための検討を行います。

4 木の文化を支える森づくり

多様な森林資源を有している国有林野の特徴を活かし、民有林からの供給が期待しにくい歴史的木造建築物の維持・修繕のために必要な檜皮等の持続的な供給に取り組みます。

| 種類 | 箇所 | 面積 (ha) | 設定箇所（森林計画区：国有林） |
|---------|----|---------|--|
| 文化財継承林 | 12 | 27.73 | 南伊勢：深山、 揖保川：轆轤師山、大身谷、阿舍利、 マンガ谷 天神川：坪谷奥、小泉奥 高津川：高嶺芦谷、鹿足河内 |
| 檜皮採取対象林 | 10 | 60.51 | 紀南：妙法山、権現山 揖保川：坂ノ谷、甲山、増位山、 西通山、鶏籠山 太田川：笹ヶ丸山、宮島 |



「檜皮採取対象林」

紀南森林計画区：権現山国有林
（新宮市）

V 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用にあたっては、その所在する地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮しつつ

- ① 地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資すること
- ② 事業遂行上不要となった土地の売払いを推進すること

を基本として取り組みます。

また、豊かな自然環境を守り、森林の持つ公益的機能との調和を図り、併せて当該地域の市町村等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を行ったうえで取組を推進します。

2 保健・文化・教育的な活動への利用の推進

森林とのふれあいを通じた豊かな国民生活の実現に資するため、国有林野のうち、自然環境が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適したものと及び快適な生活環境を保全・形成する上で重要な役割を果たしている「森林空間利用タイプ」のうち、国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として選定し、広く国民の利用に提供します。



| 種 類 | 経常計画 | | 局全体(参考) | |
|----------|------|--------|---------|--------|
| | 箇所 | 面積(ha) | 箇所 | 面積(ha) |
| 自然休養林 | 2 | 1,205 | 9 | 6,035 |
| 自然観察教育林 | 7 | 586 | 15 | 1,420 |
| 風致探勝林 | 3 | 351 | 7 | 1,737 |
| 森林スポーツ林 | 1 | 227 | 3 | 300 |
| 野外スポーツ地域 | 3 | 738 | 10 | 1,665 |
| 風景林 | 27 | 4,275 | 85 | 11,651 |
| 計 | 43 | 7,382 | 129 | 22,808 |



Ⅵ 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と 認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

1 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るため必要と認めるときは、国有林野と一体として整備保全を行うことが相当と認められる私有林野の森林所有者等と公益的機能維持増進協定を締結して、当該協定に係る森林の整備及び保全を行います。

森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業、地域における外来樹種の駆除等を私有林野と一体的に実施する取り組みを推進することとし、このことを通じて私有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与することとします。

2 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、私有林野の森林所有者等へも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での国有林野と一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとします。

Ⅶ 国民の参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項

(1) 森林の整備・保全等への国民参加の推進

自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国有林野の積極的な利用を推進します。

(2) 自主的な森林整備等へのフィールドの提供

森林に対する関心が高まり、ボランティア活動等を通じて一般市民が森林づくりに参加する取組が増加しています。このような取組は森林整備への貢献に加え、森林や林業に対する理解の増進を図る上で重要なものです。

このため、NPOや企業等が行う自主的な森林整備等のフィールドとして、「ふれあいの森」、「社会貢献の森」、「多様な活動の森」の設定に努めます。



| 種類 | 箇所 | 面積 (ha) | 設定箇所 (森林計画区：国有林) |
|---------|----|---------|---------------------------------|
| ふれあいの森 | 4 | 208.48 | 揖保川：鶏籠山、大成山 旭川：操山 太田川：立石山 |
| 社会貢献の森 | 1 | 8.91 | 南伊勢：深山 |
| 多様な活動の森 | 4 | 56.35 | 高津川：松崎、若山、亀井谷 太田川：大下、宇品山 |

2 分収林に関する事項

社会貢献活動としての森林づくりに自ら参加・協力したいという国民や企業等の要請に応えるため、分収林制度を活用した下流住民等による水源林の造成や企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の森林」等の設定を行い森林整備を推進します。



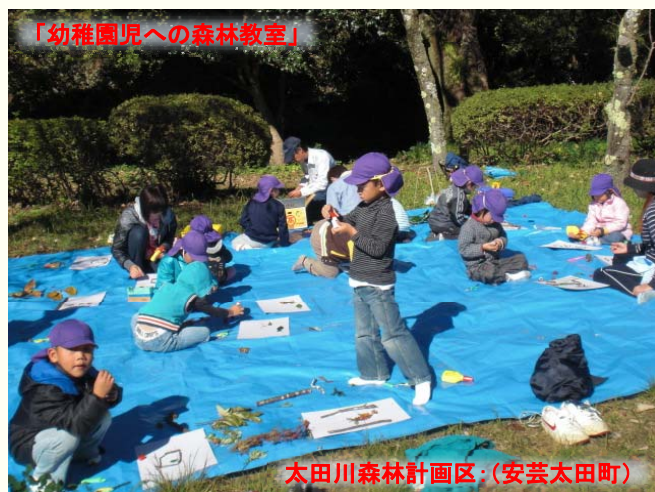
3 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ森林環境教育に取り組みます。

学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」の設定や学校分収造林の活用、森林管理局や森林管理署等の主催による林業体験や森林教室等の体験活動、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールドの情報提供等の取組を推進します。

教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、森林環境教育のプログラムや教材の提供等、波及効果が期待される取組を積極的に推進するとともに、農山漁村における体験活動とも連携した取組にも努めます。

| 種類 | 箇所 | 面積(ha) | 設定箇所(森林計画区:国有林) |
|------|----|--------|-----------------|
| 遊々の森 | 1 | 2.03 | 揖保川:栗岡、槻坂 |



4 緑づくり支援窓口の活性化

森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等、森林管理署等に設置した森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努めます。

Ⅷ その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

(1) 林業技術の開発

技術開発目標に基づき取り組む各種技術開発及び森林管理署等に設定されている各種試験地等における技術開発を計画的に進めます。

さらに、民有林との技術交流の一環として林業普及指導員等とも連携を深めながら林業技術の向上に取り組めます。

(2) 林業技術の普及

これまで造成してきたスギ・ヒノキ人工林を今後、多様な姿の森林へ誘導するに当たっては、低コストで効率的な木材生産や造林の手法を開発・導入することとし、国有林野事業の中で開発改良された技術の普及を行います。普及に当たっては、森林管理局、森林管理署等に設置した「緑づくり支援窓口」の機能の充実を図り、情報を積極的に提供するとともに国民からの問い合わせに的確に対応します。

また、施業指標林、試験地等の展示等を通じて地域の林業関係者に列状間伐などの新たな森林施業の普及を図るとともに民有林行政、試験研究機関等との連携を密接に取りながら、必要に応じて試験研究、技術普及のためフィールドの提供等を行います。



| 種 類 | 経常計画 | | 局全体(参考) | |
|-------------|------|---------|---------|---------|
| | 箇所 | 面積 (ha) | 箇所 | 面積 (ha) |
| 試験地 | 7 | 49 | 62 | 720 |
| 施業指標林 | 7 | 69 | 31 | 124 |
| 次代検定林 | 30 | 29 | 100 | 91 |
| 遺伝子保存林 | 17 | 48 | 70 | 286 |
| 展示林 | 8 | 73 | 32 | 272 |
| 畦畔保全プロジェクト林 | 2 | 11 | 2 | 11 |
| 母樹林 | 3 | 67 | 10 | 125 |
| 計 | 74 | 346 | 307 | 1,629 |

2 地域の振興に関する事項

地域の振興は国有林野事業の重要な使命です。このため、地元自治体等への国有林野内の森林資源に関する情報の提供、地域づくりへの積極的な参画など地元自治体等との連携の強化に努めます。

また、国有林野の保健・文化・教育的利用の推進や利活用、森林の整備や民有林材を含めた安定供給体制の構築等を通じて、地域産業の振興、住民の福祉に寄与するよう努めます。



Ⅸ 森林計画区毎の主要事業

1 伐採指定量

(単位：m³)

| 森林計画区 | 主伐 | 間伐 | 臨伐 | 計 | 備考 |
|--------|---------|-----------|---------|-----------|----|
| 吉野 | 1,136 | 39,071 | 1,550 | 41,757 | |
| 南伊勢 | 4,973 | 62,928 | 3,000 | 70,901 | |
| 紀南 | 74,854 | 304,701 | 4,000 | 383,555 | |
| 揖保川 | 56,745 | 424,800 | 44,000 | 525,545 | |
| 天神川 | 20,930 | 169,540 | 5,000 | 195,470 | |
| 高津川 | 50,878 | 312,627 | 34,000 | 397,505 | |
| 旭川 | 74,571 | 275,208 | 24,000 | 373,779 | |
| 太田川 | 47,614 | 254,555 | 15,000 | 317,169 | |
| 豊田 | 677 | 3,394 | 200 | 4,271 | |
| 計 | 332,378 | 1,846,824 | 130,750 | 2,309,952 | |
| 対前計画量比 | 342% | 129% | 317% | 147% | |
| 現計画量 | 97,118 | 1,429,373 | 41,250 | 1,567,741 | |

注：臨伐（臨時伐採）は、事業実行上の支障木、病害虫による被害木等で、計画時点で箇所付けできないもの。

2 その他の主要事業量

| 森林計画区 | 更新 (ha) | 保育 (ha) | | | 林道 (m) | | 治山 | |
|-------|------------|----------|--------|----|--------|---------|------------|------------|
| | | 下刈 | 除伐 | 枝打 | 開設 | 改良 | 施設 (箇所) | 整備 (ha) |
| 吉野 | 4.00 | 12.00 | 1.48 | — | 1,300 | 120 | 3 | — |
| 南伊勢 | 179.94 | 42.22 | 4.82 | — | 1,000 | 3,800 | 14 | 79.11 |
| 紀南 | 167.12 | 494.55 | 90.52 | — | 4,500 | 800 | 39 | 230.38 |
| 揖保川 | 146.56 | 515.09 | 239.22 | — | 8,100 | 1,930 | 12 | 31.71 |
| 天神川 | 56.81 | 170.43 | 11.98 | — | 3,200 | 2,500 | 10 | 135.62 |
| 高津川 | 146.06 | 438.76 | 46.02 | — | 4,700 | 821 | 16 | 19.85 |
| 旭川 | 206.14 | 722.80 | 83.36 | — | 3,180 | 1,236 | 21 | 1.06 |
| 太田川 | 92.61 | 278.50 | 58.42 | — | 6,000 | — | 29 | — |
| 豊田 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 計 | 999.24 | 2,674.35 | 535.82 | — | 31,980 | 11,207 | 144 | 497.73 |
| 現計画量 | 497.83 | 1,687.32 | 921.92 | — | 53,420 | 109,425 | 195 | 612.07 |

◆吉野森林計画区の特徴◆

吉野森林計画区の国有林野 2,072ha は、奈良県のほぼ中央部に位置し、吉野川の南側に 2 団地、北側に 3 団地が分散して所在しています。

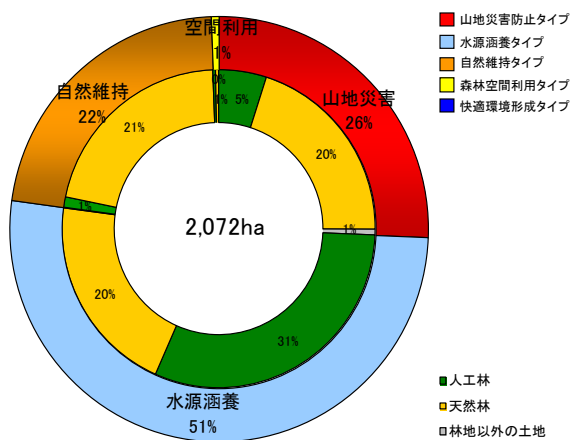
計画区の森林全体に占める国有林野の割合は 3% 不足ですが、水源涵養タイプの森林が 51%、山地災害防止タイプの森林が 26%、自然維持タイプの森林が 22% を占め、公益的機能の発揮に重要な役割を担っています。

また、計画区内の林分内容は、59% が広葉樹を主体とする天然林で、地況や気候等の自然条件が悪いため木材生産には厳しい生育環境となっており、国土保全、自然環境の保全、保健文化等の公益的機能の発揮が求められています。

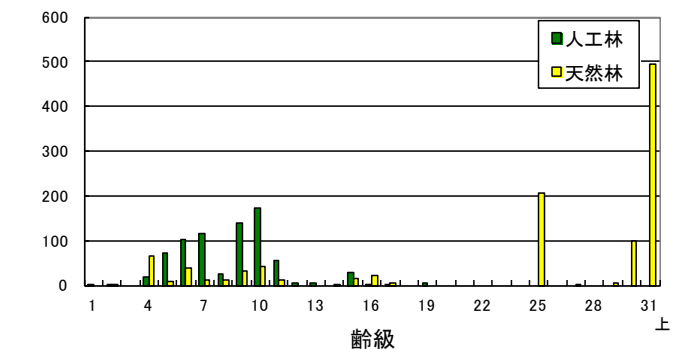
なお、国有林野の 41% を占める人工林は、その約 68% が 7～12 齢級であり、間伐の対象林分が多い構成となっています。

- (1) 災害に強く安全で安心な国土づくりのため、治山事業（溪間工）を 3 箇所計画します。
- (2) 保護林（北股暖帯性昆虫特定動物生息地保護林）を引き続き 123ha 設定し、昆虫の繁殖に必要となる植物の増殖を図る取組を進めます。
- (3) 地球温暖化防止をはじめとする森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、約 410ha（39 千㎡）の間伐を実施するとともに、間伐材の有効利用に努めます。

吉野森林計画区・機能類型別人天別面積グラフ



面積(ha) 吉野森林計画区 人天別・齢級別面積



治山事業（溪間工）計画地
（北股国有林：川上村）



北股暖帯性昆虫特定動物生息地保護林
シシランの増殖(北股国有林：川上村)

◆南伊勢森林計画区の特徴◆

南伊勢森林計画区の国有林野 7,283ha は、三重県の中央部に位置し、宮川源流部、櫛田川源流部、坂内川上流部に団地が所在しています。

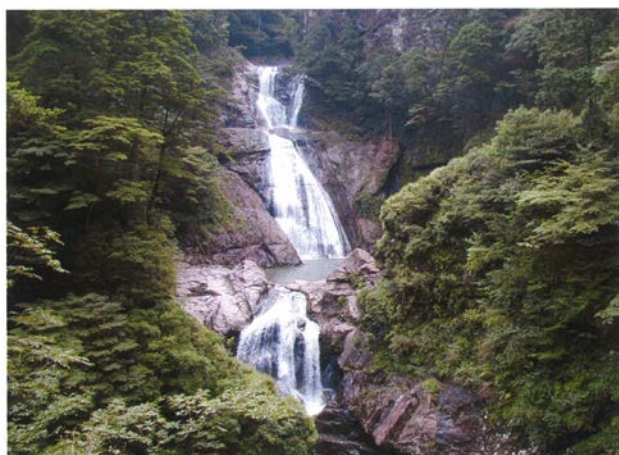
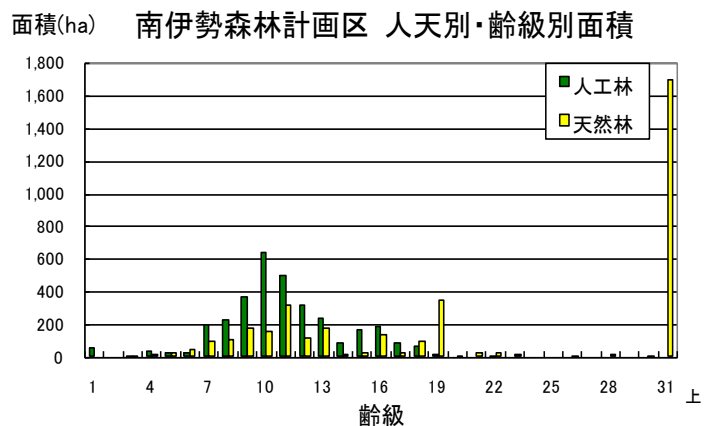
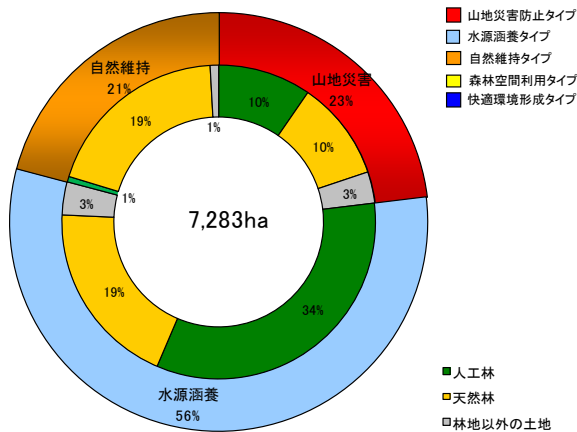
計画区の森林全体に占める国有林野の割合は 4% ですが、水源涵養タイプや山地災害防止タイプの森林が 79% を占め、水源涵養や国土保全などの公益的機能の発揮に重要な役割を担っています。

また、全国有数の清流として知られる宮川の上流に所在する大杉谷国有林が、吉野熊野国立公園に指定されているなど、すぐれた景観を有しています。

なお、国有林野の 47% を占める人工林は、その約 70% が 7～12 齢級であり、間伐の対象林分が多い構成となっています。

- (1) 大杉谷国有林については、引き続き、森林生態系保護地域や植物群落保護林を設定し、貴重な遺伝資源の保存や植物群落の保護管理に取り組みます。
- (2) 国民による森林整備活動を実施する場として、「社会貢献の森」を 1カ所設定し、その活動に国有林のフィールドを提供します。
- (3) 地球温暖化防止をはじめとする森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、612ha (63 千㎡) の間伐を実施するとともに、間伐材の有効利用に努めます。

南伊勢森林計画区・機能類型別人天別面積グラフ



森林生態系保護地域
(大杉谷国有林：大台町)



社会貢献の森
(深山国有林：松坂市)

◆紀南森林計画区の特徴◆

紀南森林計画区は、和歌山県の南部に位置し、国有林野 10,912ha は主に奈良県及び三重県境の山間奥地に大小の団地が存在しています。

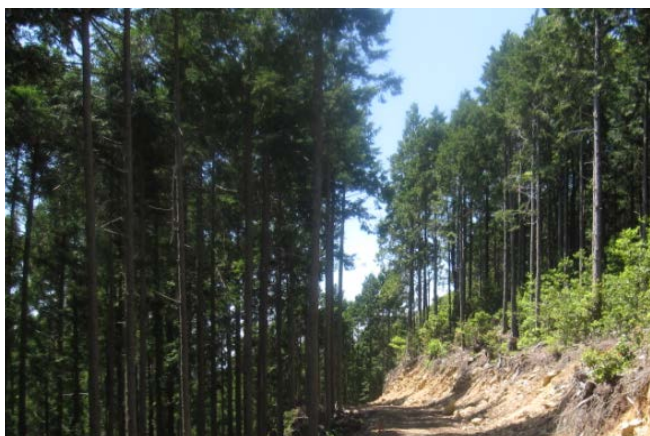
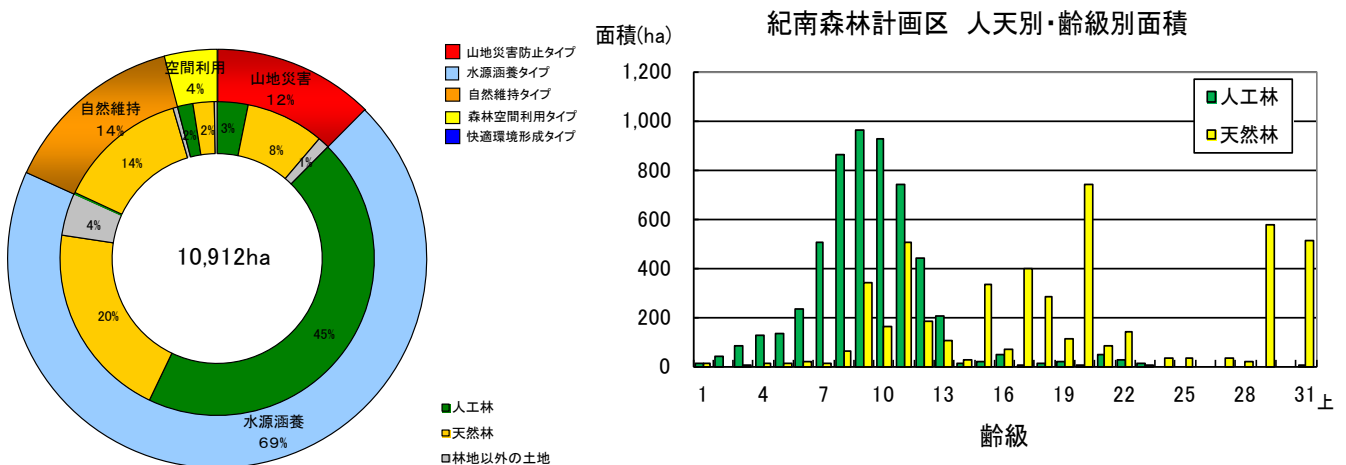
計画区の森林全体に占める国有林野の割合は 5%ですが、水源涵養タイプや自然維持タイプの森林が 83%を占め、水源涵養や生物多様性保全などの公益的機能の発揮に重要な役割を担っています。

また、国有林内には吉野熊野国立公園、高野龍神国定公園や世界文化遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の山岳霊場の一つ熊野三山の借景林などもあり、公益的機能の発揮に重要な役割を担っています。

なお、国有林野の 53%を占める人工林は、その約 82%が7～12 齢級であり、間伐の対象林分が多い構成となっています。

- (1) 地球温暖化防止をはじめとする森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、約 2,664ha(305 千㎡) の間伐を実施するとともに、間伐材の有効利用に努めます。
- (2) 保護林(大越林木遺伝資源保存林)を 64.52ha 拡充し、貴重な遺伝資源の保存等に努めます。
- (3) 民有林と国有林が隣接する森林で地域の特性に合致した効率的な作業システムが実施できる林業専用道の配置と当該地域の森林を低コストで最大限に資源化を図る取組を推進し、その普及に努めます。
- (4) 生物多様性の保全上重要な役割を担う溪畔周辺について、上流から下流までの植生の連続性を確保することにより、きめ細やかな森林生態系のネットワークの形成に努めます。

紀南森林計画区・機能類型別人天別面積グラフ



生産低コスト化に向けた路網整備(森林作業道)
(笠塔山国有林：田辺市)



大越林木遺伝資源保存林(拡張)
(大越国有林：新宮市)

◆揖保川森林計画区の特徴◆

揖保川森林計画区の国有林野 14,681ha は、主に鳥取県と接した中国山地脊梁部を中心に所在し、瀬戸内海沿岸部にも大小の団地が散在しています。

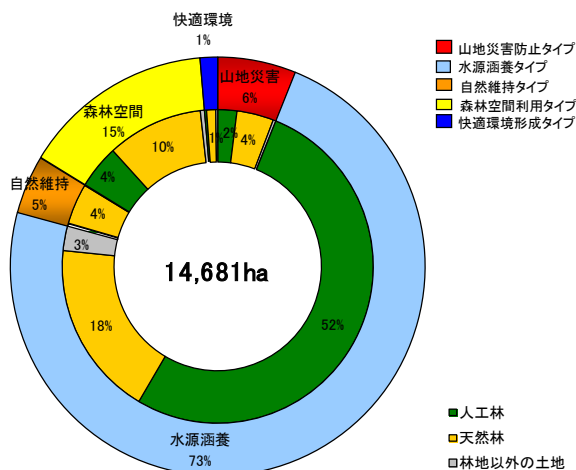
計画区の森林全体に占める国有林野の割合は 9%ですが、水源涵養タイプの森林が 73%を占め、水源涵養などの公益的機能の発揮に重要な役割を担っています。

また、地域の産業として林業が盛んであり、木材の流通拠点としての整備も進んでいます。

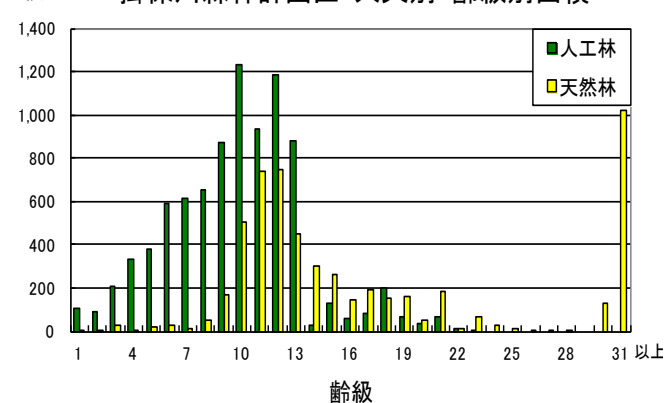
なお、国有林野の 62%を占める人工林は、その約 63%が 7～12 齢級であり、間伐の対象林分が多い構成となっています。

- (1) 地球温暖化防止をはじめとする森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、約 3,870ha(425 千m³)の間伐を実施するとともに、間伐材の有効利用に努めます。
- (2) 瀬戸内海沿岸部の都市近郊や北西部の国有林については、レクリエーションの森を設定し、広く国民の利用に提供します。
- (3) 国宝・重要文化財等の維持・修繕のための資材を持続的に供給するため、檜皮採取対象林等を設定し文化財保全への貢献に努めます。

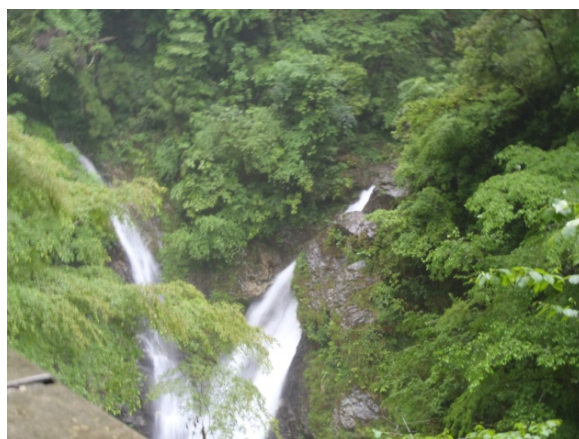
揖保川森林計画区・機能類型別人天別面積グラフ



揖保川森林計画区 人天別・齢級別面積



間伐計画林分 (河原山国有林)
(兵庫県宍粟市)



不動滝風致探勝林 (赤西国有林)
(兵庫県宍粟市)

◆天神川森林計画区の特徴◆

天神川森林計画区の国有林野 8,923ha は、鳥取県の中部に位置し、一部海岸付近に所在するものを除き、ほとんどが県境付近の山岳地域に分布しています。

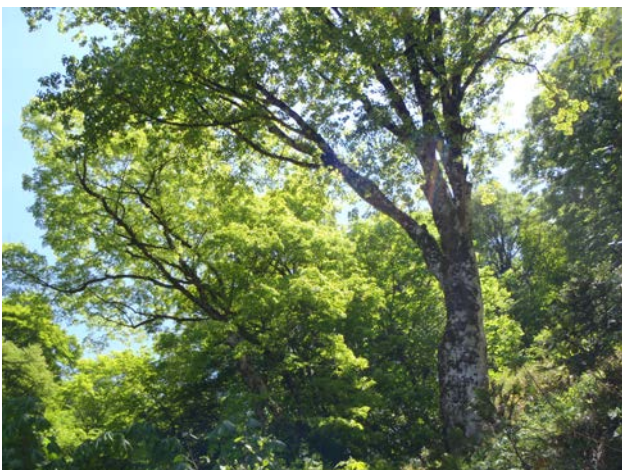
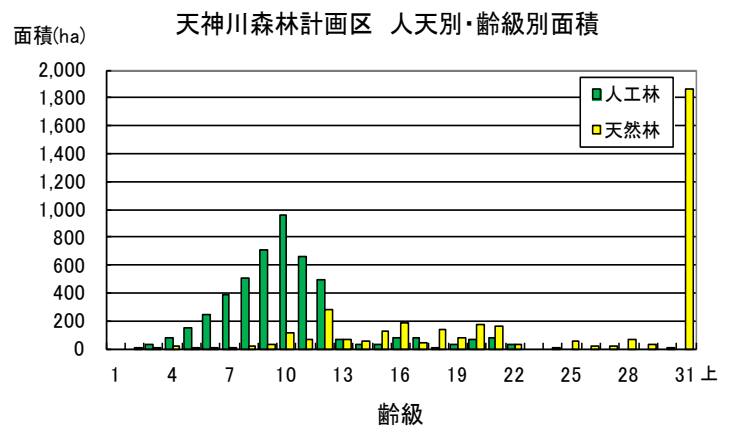
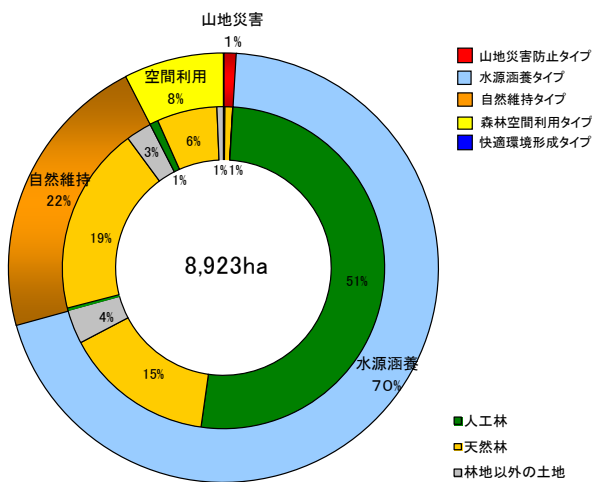
計画区の森林全体に占める国有林野の割合は 17% で、水源涵養タイプの森林が 70% や自然維持タイプの森林が 22% を占め、水源涵養や生物多様性保全などの公益的機能の発揮に重要な役割を担っています。

また、大山隠岐国立公園の一部となっている国有林野は大山森林生態系保護地域に設定しており、自然景観の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存など森林の保安全管理を図っています。さらに、史跡・名勝等の自然美に恵まれていることから、登山、ハイキングなど森林を利用したレクリエーション・保健休養の場として多くの人々に利用されています。

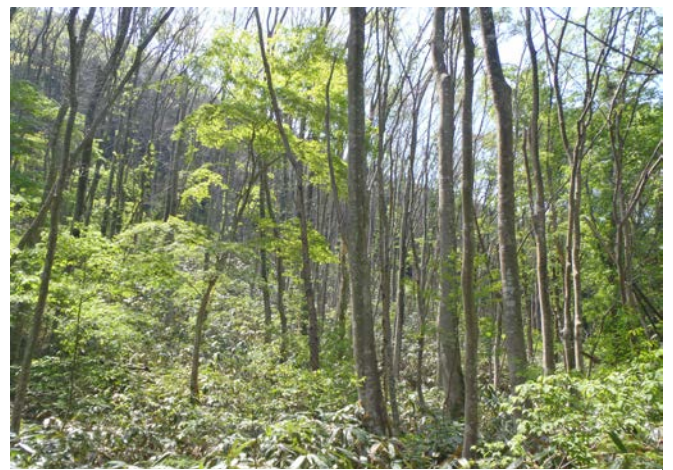
なお、国有林野の 56% を占める人工林は、その約 79% が 7～12 齢級であり、間伐の対象林分が多い構成となっています。

- (1) 地球温暖化防止をはじめとする森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、約 1,895ha(170 千 m^2)の間伐を実施するとともに、間伐材の有効利用に努めます。
- (2) 保護林(三国山ブナ植物群落保護林)を 178.46ha 拡充し、貴重な植物群落の保護を図ります。
- (3) 歴史的木造建築物の修復用材の供給に備えて「文化財継承林」を設定しています。

天神川森林計画区・機能類型別人天別面積グラフ



林木遺伝資源保存林の拡充区域
(中津国有林：三朝町)



文化財継承林
(小泉奥国有林：倉吉市)

◆高津川森林計画区の特徴◆

高津川森林計画区の国有林野 12,614ha は、島根県の南西部に位置し、一部海岸付近に所在するものを除き、ほとんどが中国山地の中腹以上に分布しています。

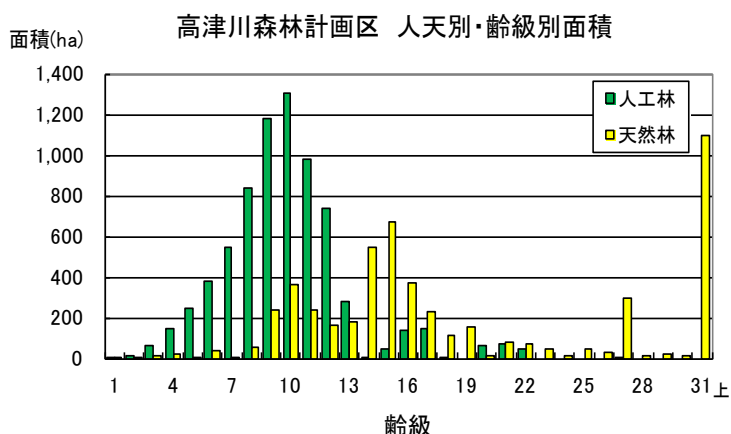
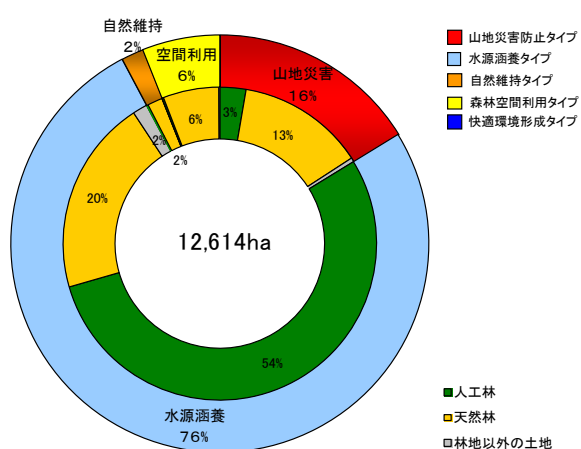
計画区の森林全体に占める高津川各流域の水源地域として国有林野の割合は 10%ですが、水源涵養タイプや山地災害防止タイプの森林が 92%を占め、水源涵養や山地災害などの公益的機能の発揮に重要な役割を担っています。

また、一部は西中国山地国定公園に指定され、渓谷、豊かな自然景観など豊富な観光資源を有し、登山、キャンプなど保健休養の場として多くの人々に利用されています。

なお、国有林野の 59%を占める人工林は、その約 77%が7～12 齢級であり、間伐の対象林分が多い構成となっています。

- (1) 地球温暖化防止をはじめとする森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、約 3,034ha(313 千㎡) の間伐を実施するとともに、間伐材の有効利用に努めます。
- (2) 保護林(高嶺芦谷ブナ植物群落保護林)を 13.91ha 拡充し、貴重な植物群落の保護を図ります。
- (3) 民有林と連携することで事業の効率化や低コスト化が図られる区域については、森林共同施業団地を設定し、民有林と連結した路網の整備と相互利用の推進、民有林と協調を図りつつ計画的な間伐の実施等に積極的に取り組みます。

高津川森林計画区・機能類型別人天別面積グラフ



間伐材の集造材
(赤石国有林：津和野町)



国有林から生産された丸太
(原木市場：益田市)

◆旭川森林計画区の特徴◆

旭川森林計画区の国有林野 9,943ha は、北部の中国山地及び中央部の吉備高原に点在しているほか、南部の岡山平野に都市近郊林として点在しています。

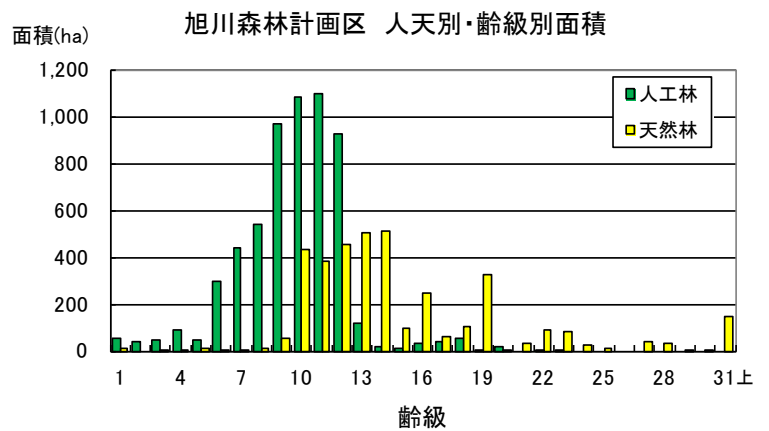
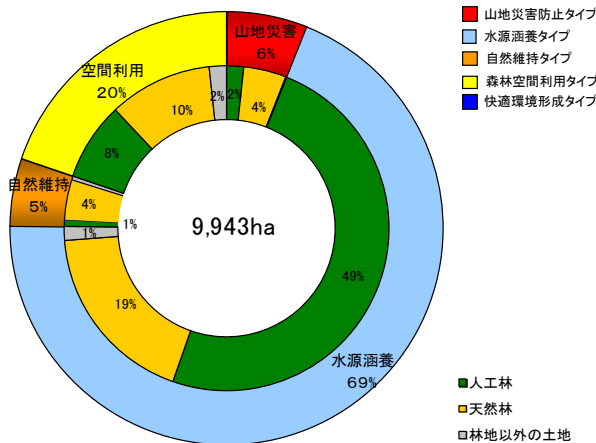
計画区の森林全体に占める国有林野の割合は7%ですが、水源涵養タイプや森林空間利用タイプの森林が89%を占め、水源涵養や保健休養などの公益的機能の発揮に重要な役割を担っています。

また、後楽園の背景林として都市住民の保健休養の場としての「自然休養林」をはじめ、9箇所でレクリエーションの森を設定し、遊歩道や東屋を利用した森林浴などの場として重要な役割を担っています。

なお、国有林野の62%を占める人工林は、その約85%が7～12 齢級であり、間伐の対象林分が多い構成となっています。

- (1) 地球温暖化防止をはじめとする森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、約2,975ha(275千㎡)の間伐を実施するとともに、間伐材の有効利用に努めます。
- (2) 民有林と国有林が隣接する森林で、地域の特性に合致した効率的な作業システムが実施できる林業専用道の配置と当該地域の森林を低コストで最大限に資源化を図る取組を推進し、その普及に努めます。
- (3) 都市近郊の恵まれた立地条件等を活かし、自然休養林、自然観察休養林等のレクリエーションの森を引き続き設定し、広く国民の利用に提供します。

旭川森林計画区・機能類型別人天別面積グラフ



間伐計画林分
(三阪山国有林：真庭市)



操山自然休養林
(操山国有林：岡山市)

◆太田川森林計画区の特徴◆

太田川森林計画区の国有林野 13,990ha は、広島県西部及び瀬戸内海島しょ部と広範囲にわたって大小の団地が散在しています。

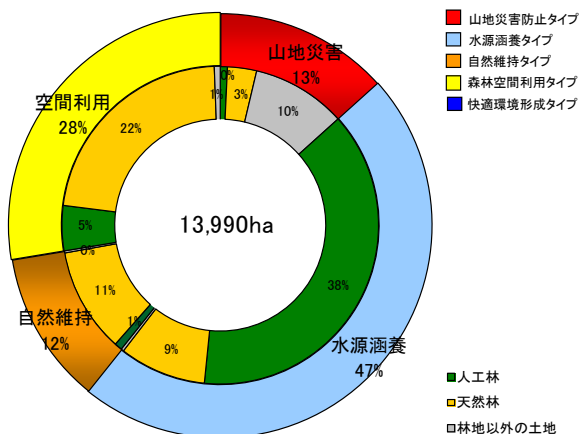
計画区の森林全体に占める国有林野の割合は7%ですが、その多くは中国山地脊梁部の水源地帯にあり、水源涵養タイプの森林が47%、森林空間利用タイプの森林が28%であり、水源涵養や保健休養などの公益的機能の発揮に重要な役割を担っています。

また、計画区内の宮島国有林は、世界文化遺産「厳島神社」に登録されています。西部の一部は、西中国山地国定公園となっており、豊かな森林景観に恵まれています。

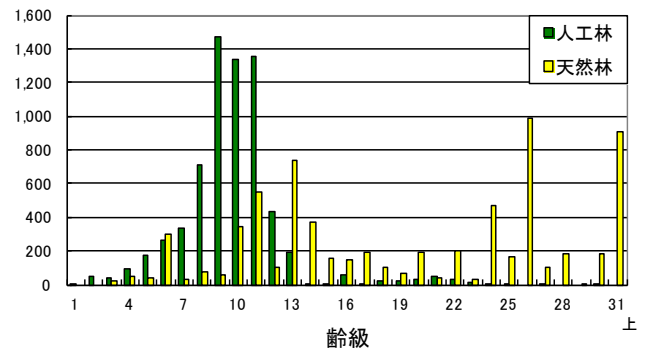
なお、国有林野の50%を占める人工林は、その約84%が7～12 齢級であり、間伐の対象林分が多い構成となっています。

- (1) 宮島国有林については、「世界文化遺産貢献の森林（もり）」として、その周辺全域を風致の保全等に配慮した管理を行うとともに、新たに保護林（宮島特定動物生息地保護林）を約 1,066ha 設定し、ミヤジマトンボの生息地の保護に努めます。
- (2) 豊かな森林景観等を活かし、自然休養林、自然観察休養林、風景林といったレクリエーションの森を引き続き設定し、広く国民の利用に提供します。
- (3) 生物多様性の保全上重要な役割を担う溪畔周辺について、上流から下流までの植生の連続性を確保することにより、きめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めます。
- (4) 地球温暖化防止をはじめとする森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、約 2,200ha（250 千㎡）の間伐を実施するとともに、間伐材の有効利用に努めます。

太田川森林計画区・機能類型別人天別面積グラフ



面積(ha) 太田川森林計画区 人天別・齢級別面積



宮島特定動物生息地保護林
(宮島国有林：廿日市市)



新たに設定した保護樹帯（溪畔林）
溪畔保全プロジェクト林
(恵下谷山国有林：広島市)

◆豊田森林計画区の特徴◆

豊田森林計画区の国有林野 236ha は、山口県西部の下関市に足河内国有林の 1 団地が所在します。

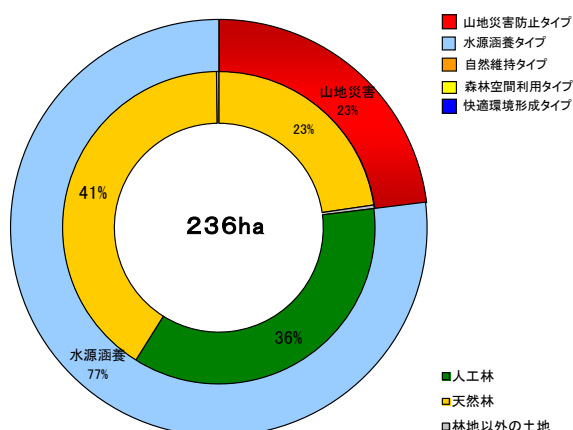
計画区の森林全体に占める国有林野の割合は 1%未満と低いものの、水源涵養タイプと山地災害防止タイプの森林が全面積を占めており、水源涵養や国土保全といった公益的機能の発揮に重要な役割を担っています。

また、全面積が水源涵養保安林に指定されており下流域の水源地として重要な役割を果たしています。

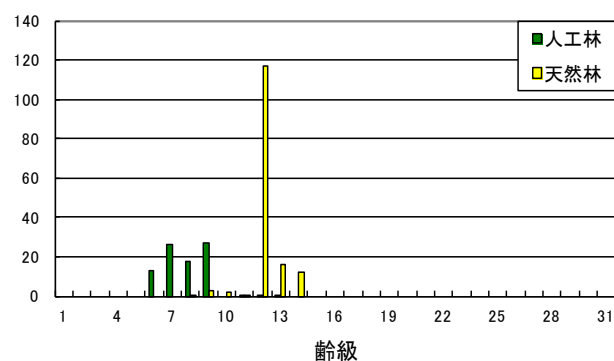
なお、国有林野の 36%を占める人工林は、その 84%が 7~12 齢級であり、間伐の対象林分が多い構成となっています。

- (1) 地球温暖化防止をはじめとする森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため約 40ha (3 千 m^3)の間伐を実施するとともに、間伐材の有効利用に努めます。
- (2) 分収林制度を活用した「法人の森林」を設定し、森林づくりに参加・協力したいという企業要請に応えられるように努めます。

豊田森林計画区・機能類型別人天別面積グラフ



面積(ha) 豊田森林計画区 人天別・齢級別面積



間伐計画林分 (足河内国有林)
(山口県下関市)



分収造林地 (足河内国有林)
(山口県下関市)

X 変更計画の概要

1 伐採総量の変更

地球温暖化防止森林吸収源対策等のため、若狭森林計画区ほか3つの森林計画区において、主伐、間伐の追加による伐採総量の見直しを行います。

(単位：m³)

| 林計画区 | 主伐 | | | 間伐 | | | 計 | | |
|-------|--------|--------|-------|---------|---------|------|---------|---------|-------|
| | 現計画 | 新計画 | 増減量 | 現計画 | 新計画 | 増減量 | 現計画 | 新計画 | 増減量 |
| 若 狭 | 1,286 | 1,286 | 0 | 32,169 | 32,350 | 181 | 33,455 | 33,636 | 181 |
| 高梁川下流 | 39,477 | 39,477 | 0 | 245,809 | 246,613 | 804 | 285,286 | 286,090 | 804 |
| 江の川下流 | 31,342 | 33,637 | 2,295 | 186,216 | 185,412 | △804 | 217,558 | 219,049 | 1,491 |
| 山 口 | 32,013 | 32,013 | 0 | 98,199 | 98,376 | 177 | 130,212 | 130,389 | 177 |
| 計 | — | — | 2,295 | — | — | 358 | — | — | 2,653 |

2 林道の開設及び改良の変更

森林整備を進めるため、紀中及び紀北森林計画区において、林業専用道の開設7,880mを追加するとともに、高梁川下流及び江の川下流森林計画区において、林道の改良を320m追加します。

(単位：m)

| 森林計画区 | 開 設 | | | 改 良 | | |
|-------|-------------|-------------|-----------|-----------|-----------|----------|
| | 現計画 | 新計画 | 増減量 | 現計画 | 新計画 | 増減量 |
| 紀 中 | (4) 5,368 | (6) 8,768 | (2) 3,400 | — | — | — |
| 紀 北 | (1) 420 | (3) 4,900 | (2) 4,480 | — | — | — |
| 高梁川下流 | (12) 20,660 | (12) 20,660 | (0) 0 | (4) 3,940 | (5) 4,040 | (1) 100 |
| 江の川下流 | (2) 2,150 | (2) 2,150 | (0) 0 | (6) 700 | (26) 920 | (20) 220 |
| 計 | — | — | (4) 7,880 | — | — | (21) 320 |

注：開設の（ ）は路線数、改良の（ ）は箇所数

3 フィールドの提供に関する変更

若狭森林計画区において、ふれあいの森1箇所、千代川森林計画区において、多様な活動の森2箇所を新たに設定しました。

| 森林計画区 | 設定の目的 | 名 称 | 面 積 (ha) | 対象地 (国有林) |
|-------|---------|----------------|-------------|--------------|
| 若 狭 | ふれあいの森 | 気比の松原ふれあいの森 | 28.26 | 松原 |
| 千代川 | 多様な活動の森 | 氷ノ山キャラボク保護活動の森 | 3.00 | 氷ノ仙 |
| | | 氷ノ山サンカヨウ保護活動の森 | 18.97 | 氷ノ仙 |

4 保護林の名称及び区域の変更

北山・十津川森林計画区において、森林生物遺伝資源保存林の新設を行うとともに、加古川森林計画区において、植物群落保護林の一部解除を行います。

| 森林計画区 | 名 称 | 面積 (ha) | | | 備 考 |
|--------|----------------|---------|--------|--------|------|
| | | 現計画 | 新計画 | 増減量 | |
| 北山・十津川 | 池郷森林生物遺伝資源保存林 | — | 702.92 | 702.92 | 新設 |
| 加古川 | 摩耶山天然スギ植物群落保護林 | 34.60 | 34.56 | △0.04 | 一部解除 |
| 計 | — | — | — | 702.88 | |

5 レクリエーションの森の区域の変更

日野川森林計画区において、売り払いに伴いレクリエーションの森の区域の変更を行います。

| 森林計画区 | 名 称 | 面積 (ha) | | | 備 考 |
|-------|----------|---------|--------|-------|-----|
| | | 現計画 | 新計画 | 増減量 | |
| 日野川 | 大山風景林 | 344.05 | 342.67 | △1.38 | |
| | 大山集団施設地区 | 3.36 | 0.96 | △2.40 | |
| 計 | — | — | — | △3.78 | |

(参考)

国有林の森林計画の体系

地域レベルにおいて立てる国有林の森林計画は、森林法に基づく「国有林の地域別の森林計画」と国有林野の管理経営に関する法律に基づく「地域管理経営計画」及び「国有林野施業実施計画」です。
今回は、「地域管理経営計画」及び「国有林野施業実施計画」を策定します。

